

第3回特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議 (議事概要)

1 日 時 令和7年3月24日（月）16：00～17：30

2 場 所 第1省議室

3 出席者

有識者（敬称略）

黒江 哲郎（座長）、只木 誠（座長代理）、池田 陽子、関谷 純平、
高橋 秀雄

防衛省側

秘密制度監察官（公文書監理官）、統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長（部長代理）、航空幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室長（部長代理）、情報本部副本部長、防衛装備庁装備政策部長、防衛政策局調査課長、防衛政策局調査課情報保全企画室長

4 議事内容

- 冒頭、黒江座長から開催挨拶
- 中間提言（案）の記述を確認しつつ、とりまとめを実施
- 最後に官側から再発防止策の実施状況について説明

5 各有識者からの主な意見

（1）情報保全施策の在り方全般について

・ 情報漏えいに対して法定刑の重い過失処罰があるということは、情報の保全という保護法益があるということであり、このことを隊員の間で共有することが重要である。一方で、誰でも犯してしまうようなケースまで処罰すると、処罰を受けた者は「自分は運が悪かったんだ」としか理解せず、処罰が抑止に繋がらないので、このようなケースについては別の方法で注意を喚起すべきと考える。

また、ヒューマン・エラーについては避けられないという前提の下、どういった行為が処罰に値するのかや処罰に値する過失なのかを明らかにすべき。併せて、防衛省のどのような文化がヒューマン・エラーを引き起こしがちなのかについて突き詰めて考えるべき。

- ・ 情報漏えいにおける過失というのは、注意が散漫な状態であることを過失と評価しているのではなく、過失評価の根拠は義務違反である。行為義務が存在し、それに対する義務違反が発生することで過失という形になっている。しかし、法律の文言は抽象的なので、遵守すべき行為義務というのが必ずしもはっきりしていない。
- ・ 場面ごとに1つ1つの行為義務を明確にしていくことで過失はかなり防げるが、目に見えないものを扱う情報分野では、具体的にどのような行為が義務違反と評価されるのか非常に分かりにくい。注意をしにくいかこそ一層具体的なイメージがあることで行為義務は守りやすくなる。例えば、「特定秘密の一生」を想定して、それぞれの場面の注意義務を確認していくはどうか。特定秘密保護法の施行から10年が経過し、間違いが起こり易い場面や実際に起こった様々な事案が蓄積されており、具体的な注意義務や行為義務といったものをはっきりと明示できる時期に入ってきたのではないか。
- ・ 情報漏えいがどのような理由で発生しているのかを類型化し、ヒューマン・エラーを目で見て理解できる形で周知できるようにすべき。
- ・ 防衛省では既にしっかりしたシステムがあり、あとは、現場の隊員がなぜそのようなシステムが組まれているのかを理解すること、また、多く起きている情報に関する過失や漏えい事案に関して、なぜその部署や情報で漏えいが発生したのかを理解した上で対策をとっていくべき。

(2) 秘密保全教育について

- ・ 各自衛隊には多くの教育の機会があり、それらの機会に今回新編する教育資料を取り込むことで教育の機会を増加でき、その最後にテストを行うことで知識の定着という成果が期待できる。これに加え、昇任に直結する試験に取り入れれば各隊員の学習意欲が大いに向上すると思う。自ら積極的に学習することが、自分のキャリア、ひいては組織を守るということに繋がる。
- ・ 例えば、訓練の場等で秘密の情報をうっかり口頭で話してしまい、それを扱うべき資格を持たない隊員がその場にいたようなケースを防止することは難しい。秘密情報を扱う者には、なぜその情報を秘とするべきか、公開してしまったときにどういったリスクが生じるのかについて特に認識する必要がある。
- ・ 座学による教育は、聞いても流れていってしまうため、例えばグループワークを導入し、具体的なケースを元にした実際的な場面を想定して、そのような場面にどのように対処するかについてトレーニングするのも一案。

(以上)